

動物実験施設における災害対策マニュアル

九州産業大学

はじめに

この動物実験施設災害対策マニュアルは、動物実験施設で地震、津波、風水害、火災等が発生した場合に備えて、事前に緊急時における対応策を定めたものである。災害に伴い、緊急の事態が発生した場合には、迅速且つ的確な判断と臨機の対応が要求される。

【基本的考え方】

1. 人命の優先と安全の確保
如何なる場合でも教職員、研究者、作業員、外来者等の人命の安全確保を最優先する。
2. 地域環境への配慮
感染の防止、実験動物の逃亡防止、化学物質等の流出防止に努め、また汚水、汚物の処理・保管等にも充分留意し、施設外（周囲・近隣）への汚染の拡大防止に配慮する。
3. 地域住民への対応
地域住民の求めがあれば「施設」の状況について説明するなど、地域住民に対して、無用な不安を与えないよう配慮する。
4. 動物福祉への配慮
動物の飼育あるいは実験の継続が困難と判断した場合及び動物の存在が人および他の動物に有害であると判断した場合、もしくは動物に著しい苦痛が及ぶと予測される場合は、「九州産業大学大学における動物実験に関する規程」の目的並びに、「動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年 7 月 4 日、総理府告示第 40 号、改正 平成 12 年 12 月 1 日環境省告示第 59 号、同 19 年 11 月 12 日環境省告示第 105 号）」に従って動物を安楽死させる。
5. 飼養動物数の調整、最小限の動物飼育の継続
災害後の飼育の継続が可能と判断した場合でも、これから起こり得る事態（例：余震、二次災害等）や復旧状況、飼育器材および床敷、水、飼料等の資材の在庫を考慮し、飼養動物数を調整し、最小限の動物の維持に努める。

【対応策】

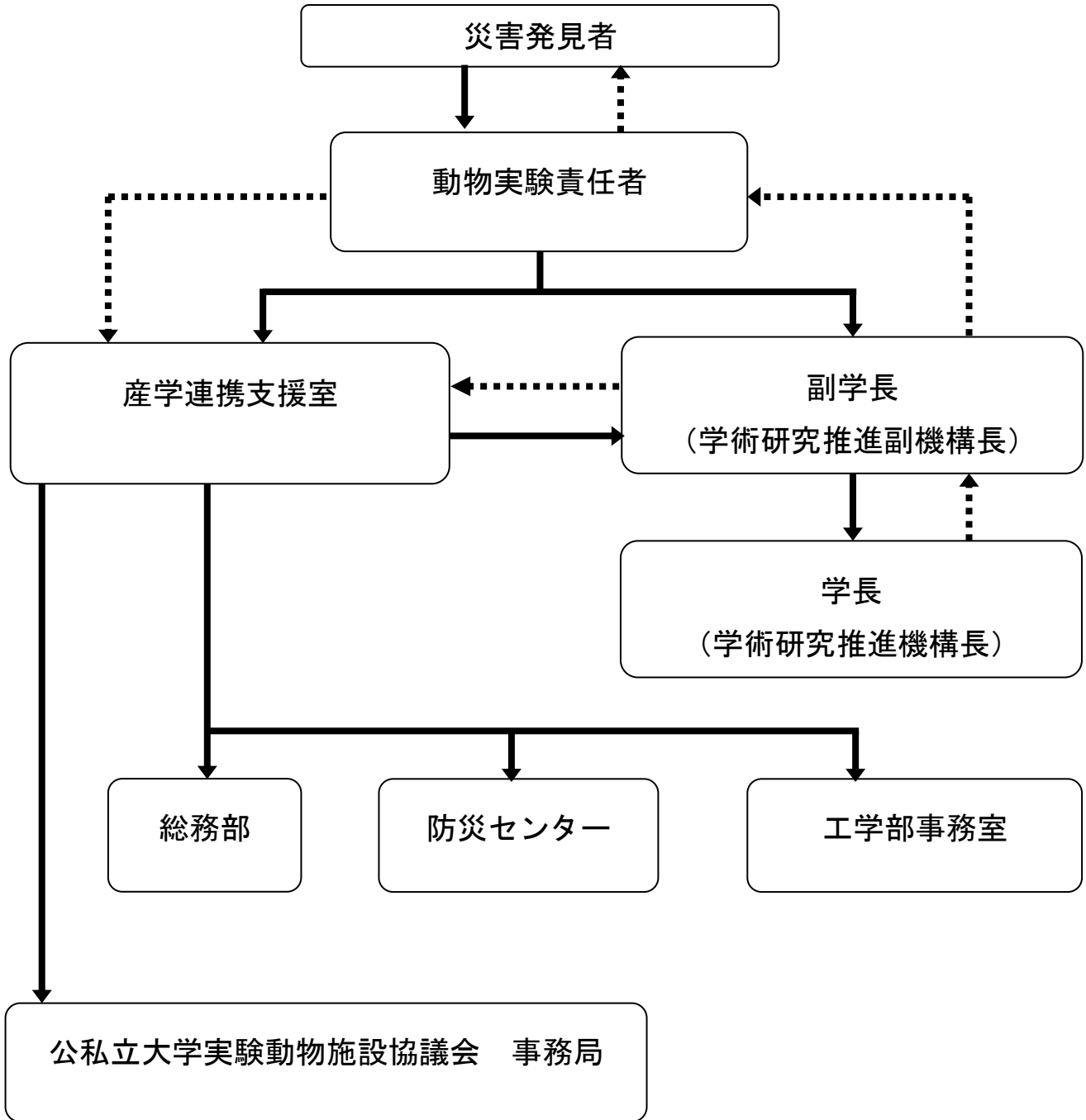
- 1) 人命安全、火災の対応
 - ・如何なる場合でも身体の安全確保を最優先する。火災が発生した場合、小規模であれば初期消火等を行う。
- 2) 実験中の動物への対応
原則：災害発生時には動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないよう万全を期す。
 - ・実験中の小動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻す。
 - ・麻酔下で手術中の動物については安楽死する。
- 3) 使用中の機器への対応
 - ・運転を緊急停止する。
- 4) 使用中の薬品への対応
 - ・落下しないよう床に置く等の対処をする。
- 5) 電気・水道への対応
 - ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。
- 6) エレベーター使用中の対応
 - ・直ちに近くの階に停止させ脱出する。
 - ・脱出困難な場合は非常用インターホンを押す。
- 7) 飼育室・実験室からの脱出
 - ・脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。
- 8) 災害発生の通報
 - ・同一階に大声で事態を知らせる。
 - ・防火センターに連絡する（内線 5 2 5 8）。
 - ・勤務時間外に災害が発生したときは、出勤し、動物実験責任者の指示に従う。出勤できない場合は、動物実験責任者に連絡する。

- 9) 動物実験施設外への脱出
 - ・近くの階段および非常口を使用して脱出する。
 - ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。
 - ・エレベーターは使用しない。
- 10) 動物実験責任者への状況報告
 - ・当日、実験を実施した者は、後日、実験中の動物に対する対応及び脱出経路について報告する。
- 11) 災害後の点検及び確認

動物実験責任者は建物倒壊の危険等を考慮して指示を出す。この場合、ヘルメット等を着用できるよう準備しておくこと。

 - ・施設全体の被害状況の概要把握
 - ・飼育室外への動物の逃亡の有無の確認
 - ・飼育室内に逃亡動物がいる場合の動物の収容
 - ・水道、電気、空調等の点検
 - ・飼育器材や衛生器材を保管している物品庫および飼料庫の確認
 - ・動物用の飲用水の確認
 - ・動物の屍体を収置している保存機器の確認
 - ・公私立大学動物実験施設協議会および文部科学省への状況報告
災害発生当日あるいは翌日には一報を入れる。
- 12) 災害後の動物の確認と安楽死
 - ・建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、動物実験責任者に対処を相談する。
 - ・災害の規模が大きく全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、動物実験責任者と協議の上、研究者が実験用動物を安楽死する。
- 13) マスコミや一般市民からの質問あるいは取材依頼等に対する対応
 - ・動物実験責任者を窓口とし、対応の仕方を決定する。必要と思われる場合には、公私立大学動物実験施設協議会および文部科学省等と協議する。
 - ・対応内容については公私立大学動物実験施設協議会および文部科学省等に報告する。
- 14) その他
 - ・各自で必要と考えられる措置をしなければならない場合、動物実験責任者に連絡する。

動物実験施設
緊急連絡網



連絡・報告
状況確認・適切な処置を指示

※連絡の際、不在の場合はとばして次の人に連絡する。